

# 愛媛県建設工事紛争審査会の申請手続き等の手引き

## 1 建設工事紛争審査会について

### (1) 建設工事紛争審査会について

建設工事の請負契約に関する紛争（以下「紛争」という。）の解決については、建設工事の請負契約の特殊性を考慮し、迅速かつ簡易に紛争の解決を図るため、国土交通省及び都道府県に、それぞれ建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）が設けられています。

審査会は、原則として当事者双方の主張・証拠に基づき、民事紛争の解決を行う準司法的機関であって、建設業者を指導監督したり、技術的鑑定を行ったりする機関ではありません。

### (2) 審査会の種類

審査会は、国土交通省に設けられた中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）及び各都道府県に設けられた都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）の2種類があります。

## 2 審査会の取扱事件及び取扱区分

### (1) 取扱事件

審査会は、建設工事の請負契約の当事者間に生じた紛争のうち、工事の瑕疵（不具合、契約不適合（工事後に引き渡された目的物が種類や品質の点で契約内容と異なっていること）、請負代金の未払いなど）のような「工事請負契約」の解釈又は実施をめぐる紛争の処理を行うこととされています。

したがって、不動産の売買に関する紛争、専ら設計に関する紛争、工事に伴う近隣者との紛争、直接契約関係のない元請・孫請間の紛争などは取り扱うことはできません。

### (2) 中央審査会

中央審査会は、次の4つの場合における紛争について取り扱います

ア 当事者の双方が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるとき。

イ 当事者の双方が建設業者であって、許可をした行政庁が異なるとき。

ウ 当事者の一方のみが建設業者であって、国土交通大臣の許可を受けたものであるとき。

エ 当事者が双方の合意により中央審査会を管轄審査会と定めたとき。

### (3) 都道府県審査会

都道府県審査会は、次の5つの場合における紛争について取り扱います。

ア 当事者の双方が当該都道府県の知事の許可を受けた建設業者であるとき。

イ 当事者の一方のみが建設業者であって、当該都道府県の知事の許可を受けた建設業者であるとき。

ウ 当事者の双方が許可を受けずに建設業を営む者である場合であって、その紛争に係る建設工事の現場が当該都道府県の区域内にあるとき。

- エ 当事者の一方のみが許可を受けないで建設業を営む者である場合であつて、その紛争に係る建設工事の現場が当該都道府県の区域内にあるとき。
- オ 当事者が双方の合意により当該都道府県審査会を管轄審査会と定めたととき。

### 3 紛争処理について

審査会は、紛争について、建設業法の規定により、あっせん、調停及び仲裁（以下「紛争処理」という。）を行います。

当事者は、事情の性質、難易等により、そのいずれかを選択して申請することとなっています。

なお、紛争処理のそれぞれの方法の概要は、次のとおりです。

種 類	方 法	担当委員の数	解決の効果
あっせん	担当委員が対立する当事者に話し合いの機会を与え、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるよう努める。	1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法上の和解の成立（民法第695条及び696条）</li> <li>別途公正証書を作成したり、確定判決を得たりしないと強制執行ができない。</li> </ul>
調 停	当事者に出頭を求めてその意見を聴き、場合によっては調停案を作成して受諾を勧告する等の手段により事件の解決を図る。	3人	同 上
仲 裁	当事者の仲裁契約に基づき、仲裁法の規定により口頭審理を実施し、事件について仲裁判断を作成し、当事者に送達する。	3人	<ul style="list-style-type: none"> <li>仲裁判断は、当事者間において確定判決と同一の効果を有する。（仲裁法第45条第1項）</li> <li>仲裁判断の内容については、裁判所で争うことはできない。</li> <li>仲裁手続には、裁判のような上訴の制度はない。</li> </ul>

※ 審査会への仲裁の申請には、仲裁法第29条第2項により時効中断効がありますが、あっせん及び調停の申請には、建設業法第25条の16により一定の要件を満たす場合に限り時効中断効が認められます。

### 4 紛争処理の申請方法

審査会に紛争の解決のため紛争処理の申請をするには、次の要領によつてください

#### (1) 申請人

ア あっせん又は調停の申請

請負契約の当事者（当事者の委任を受けた代理人を含む。以下同じ。）の一方から、又は両当事者の連名で申請することとなっています。

#### イ 仲裁の申請

両当事者が連名で申請しなければならないこととなっています。

ただし、請負契約中に仲裁条項が含まれている場合、又は別途、その紛争について仲裁に付する旨の合意がなされている場合には、当該仲裁条項を規定した請負契約書又は仲裁契約の存在を証明する書類を添付して、当事者の一方から申請することができます。

※ 仲裁法の施行（平成16年3月1日）後に消費者と事業者の間で締結されたものについては、消費者に解除権が認められており（仲裁法附則第3条）、仲裁合意が解除された場合には、仲裁判断が行われないうまま手続が終了します。

#### (2) 申請書

申請をするには、次の事項を記載した申請書を提出することとなっています。

ア 申請の年月日

イ 審査会の表示

ウ 当事者及びその代理人の住所氏名

エ 当事者の一方又は双方が建設業者である場合においては、その許可をした行政庁の名称及び許可番号

オ あっせん、調停又は仲裁を求める事項

カ 紛争の問題点及び交渉経過の概要

キ 工事現場その他紛争処理を行うに際し参考となる事項

ク 申請手数料の額

なお、証拠書類があるときは、その原本又は写しを申請書に添付してください。

また、当事者の合意によって管轄審査会が定められたときは、その合意を証する書面を添付してください。

#### (3) 申請書等の提出部数

申請書、添付書類及び事件に関し事務局に提出する書類等の部数は、次のとおりです。

	正 本	副 本	計
あっせん	1 部	2 部	3 部
調 停	1 部	4 部	5 部
仲 裁	1 部	4 部	5 部

ただし、両当事者が連名で申請するときは、上記部数から、それぞれ副本を1部減らします。

なお、添付書類又は事件に関する提出書類等で、正本を提出できないものがあるときは、正本に替え、その副本（写し）を提出することができます。

#### (4) 申請書等の提出先

ア 中央審査会に対する申請

〒100-8918

東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省不動産・建設経済局建設業課紛争調整官室

Tel (03) 5253-8111 (代表) (内線24764)

イ 愛媛県建設工事紛争審査会に対する申請

愛媛県松山市一番町4丁目4-2

愛媛県土木部土木管理局土木管理課

Tel (089) 941-2111 (代表) (内線2643)

(5) 申請手数料

紛争処理の申請をするには、次に定めるところにより申請手数料を納めなければならないこととなっています。

ア 申請手数料の額

申請手数料の額は、次の表によります。

	紛争処理を求める事項の価額	申請手数料の額
あ っ せ ん	100万円以下の場合	10,000円
	100万円を超え500万円までの場合	価額(1万円単位)×20円+8,000円
	500万円を超え2,500万円までの場合	価額(1万円単位)×15円+10,500円
	2,500万円を超える場合	価額(1万円単位)×10円+23,000円
調 停	100万円以下の場合	20,000円
	100万円を超え500万円までの場合	価額(1万円単位)×40円+16,000円
	500万円を超え1億円までの場合	価額(1万円単位)×25円+23,500円
	1億円を超える場合	価額(1万円単位)×15円+123,500円
仲 裁	100万円以下の場合	50,000円
	100万円を超え500万円までの場合	価額(1万円単位)×100円+40,000円
	500万円を超え1億円までの場合	価額(1万円単位)×60円+60,000円
	1億円を超える場合	価額(1万円単位)×20円+460,000円

注1 請求金額の1万円未満は、切り上げて1万円単位にして計算します。

2 紛争処理を求める事項の価額が算定できないときは、その価額を500万円とみなします。

イ 納付方法

① 中央審査会に対する申請の場合

紛争処理の申請書に、申請手数料の金額に相当する額の収入印紙をはってください。(消印はしないでください。)

② 愛媛県建設工事紛争審査会に対する申請の場合

紛争処理の申請書に、申請手数料の金額に相当する額の愛媛県収入証紙をはってください。(消印はしないでください。)

ウ 手数料の通算

建設業法施行令第17条後段の規定によるあっせん又は調停の打切りの通

知を受けた日から2週間以内に当該あっせん又は調停の目的となった事項について仲裁の申請をする場合には、当該あっせん又は調停について納めた申請手数料の額を控除した残額を納めます。

エ 手数料の追加納付

申請後に請求内容を変更し、「紛争処理を求める事項の価額」が増額になるときは、申請人は、増額後の「紛争処理を求める事項の価額」に応じた手数料額と既に納付した手数料額との差額を追加納付することが必要です。

オ 手数料の還付

次の場合に限り、納付された申請手数料の額（上記ウの場合には、あっせん又は調停について納めた申請手数料の額を控除した残額）の2分の1を還付します。

- ① 最初の期日の終了前に申請を取り下げた場合
- ② 口頭審理が開催されることなく仲裁手続の終了決定があった場合

カ その他

紛争処理の結果、請求価額と異なる結果となっても、手数料の追徴又は返還はしません。

(6) 費用について

ア 書類、証拠の作成費用

審査会に提出する準備書面、見積書、鑑定書その他の書類や証拠の作成に要する費用は、それぞれの当事者が負担します。

イ 立入検査、証人尋問等の費用

立入検査に要する旅費などの審査会経費、証人尋問の録音・反訳の費用などは、両当事者の合意により双方で折半で負担するのが通例となっています。

ウ 通信運搬費の予納額

愛媛県建設工事紛争審査会に対する申請の場合、審査会事務局が書類などを送付する費用等として、申請と同時に次の表に定める額を切手で予め納入してください。

申請の書類	あっせん	調停	仲裁
予納すべき額	10,000円	10,000円	15,000円

エ 追加予納

予納した前項の費用が不足する場合には、事務局から指定する日までに前項に定める額と同額を切手で納入してください。

オ その他の費用

その他、建設業法施行令第25条に定める費用が必要となった場合等には、必要な費用を事務局が指定する方法により事務局が指定する日までに納入してください。

カ 費用の精算

予納された費用については、紛争処理の終了後精算を行い、不足金があれば追加納付していただきます。また、余剰金があれば予納者に返還します。

# 調 停 申 請 書 ※注1

※注2

年 月 日申請

愛媛県建設工事紛争審査会 御中

※注3

申請人

1 当事者及びその代理人の住所氏名 ※注4

〒〇〇〇—〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 Tel (〇〇〇) 〇〇〇—〇〇〇〇

申請人（注文者）氏名 〇〇 〇〇

〒〇〇〇—〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 Tel (〇〇〇) 〇〇〇—〇〇〇〇

被申請人（請負人） 〇〇〇建設株式会社

同代表者（代表取締役）氏名 〇〇 〇〇

2 許可行政庁の名称及び許可番号 ※注5

被申請人 〇〇〇建設株式会社

愛媛県知事許可 (〇—〇) 第〇〇〇〇号

3 調停を求める事項 ※注6

被申請人は、申請人に対し、本件工事請負契約に係る建築物の瑕疵に関し、瑕疵補修代金として金〇〇万円を支払え、との調停を求める。

4 紛争の問題点及び交渉経過の概要 ※注7

(1) 申請人と被申請人とは、〇年〇月〇日に甲第1号証のとおり本件工事請負契約を締結した。

本件工事については、〇年〇月〇日に建築確認を受け（甲第2号証）、〇年〇月上旬に工事が完成し、申請人は、同年〇月〇日に本件建物の引渡しを受けた。

本件工事の請負代金については、申請人は、〇年〇月〇日に〇〇〇万円、同年〇月〇日に〇〇〇万円、そして引渡し後の〇年〇月〇日に残金の〇〇〇万円を被申請人に支払い、代金の支払いは完了している。

(2) ところが、本件建物には、次のような不具合が発生している。

① 外装タイルのはがれ

引渡し直後から建物北側の外装タイルがはがれ始め、雨水が浸水してくるために2階〇〇室の壁面を汚損するに至っている（甲第3号証の1から

10まで)。

このため、申請人は、被申請人に対し、この瑕疵について補修するよう申し入れたところ、○年○月○日に両者間でこの外壁タイル補修方法について合意した(甲第4号証)。

しかし、被申請人は誠意をもって対応せず、一向に補修を行わないので、上記合意どおりの補修方法により別業者に補修工事を行わせた。

この補修工事に要した費用は、金○○○万円(甲第5号証)であった。

② 設計と異なる電気器具の取付け

設計では、非常用の蛍光灯はバッテリー内蔵のものを取り付けることになっていたが、実際は普通の蛍光灯を取り付けており、その差額は○○○万円であった。

③ . . . . .

(3) よって、申請人は、被申請人に対し、上記(2)の①から③までに記載する金額の合計額○○○万円の支払いを求めるものである。

5 その他紛争処理を行うに際し参考となる事項 **※注8**

工事現場 ○○県○○市○○町○○丁目○番○号  
工 事 名 ○○マンション新築工事  
工事概要 RC造3階建陸屋根共同住宅 述床面積○○㎡  
請負金額 ○○○万円  
工 期 ○年○月○日～○年○月○日

6 申請手数料の額 金○○○円 **※注9**

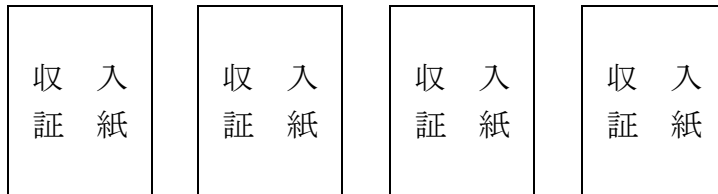
<添付書類>

- 商業登記簿謄本又は資格証明書 ※注 10
- 委任状 ※注 11
- 仲裁合意書 ※注 12
- 管轄合意書 ※注 13

<証拠書類> ※注 14

- 甲第 1 号証 工事請負契約書 (写し) ←必ず提出する。 ※注 15
- 甲第 2 号証 建築確認通知書 (写し)
- 甲第 3 号証の 1 から 10 まで 雨漏り、蛍光灯等の状況写真
- 甲第 4 号証 外装タイル補修方法に合意したことを証明する書面
- 甲第 5 号証 外装タイル補修工事費の領収書
- 甲第 6 号証 . . . . .

※ 注 16





## 申請書作成上の注意

- ※注1 あっせん又は仲裁の場合は、それぞれ「あっせん申請書」、「仲裁申請書」と記載します。
- ※注2 実際に審査会事務局に申請書を提出する年月日を記載します。
- ※注3 申請人の表示
- ① 原則として、請負契約の名義人が申請人となります。
  - ② 申請人が個人の場合は、個人名を記載します。  
申請人が法人の場合は、法人名並びに代表者の役職及び氏名を記載します。  
(契約名義が営業所長等であっても、申請人は、原則として法人及びその代表者となります。)
  - ③ 代理人が申請する場合は、その氏名を記載します。
  - ④ 申請人の親族の名義や、支店長などの代表権のない人の名義で申請するときは、代理人として記載します。ただし、審査会は、弁護士でない者が代理人となることを認めないことがあります。
- ※注4 住所及び電話番号を必ず記載してください。
- ※注5 許可行政庁の名称及び許可番号
- ① 管轄審査会を確認する必要がありますので、申請人・被申請人の別を問わず、建設業の許可を受けている場合は必ず記載してください。
  - ② 許可番号等は、国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システム (<http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/>) で検索するか、建設業者又は愛媛県土木部土木管理局土木管理課 (Tel (089) 912-2643) に問い合わせてください。
- ※注6 調停を求める事項
- ① 訴状の「請求の趣旨」に相当する部分です。何を請求するかの結論を書く部分ですので、その内容を極力簡潔に、説明抜きで数行程度にまとめて記載してください。
  - ② あっせんの場合は「あっせんを求める事項」、仲裁の場合は「仲裁を求める事項」と記載します。また、「調停を求める」の部分は、あっせんの場合は「あっせんを求める。」、仲裁の場合は「仲裁を求める」と記載してください。
- ※注7 紛争の問題点及び交渉経過の概要
- ① 訴状の「請求の原因」に相当する部分です。請求の内容を具体的に説明する部分ですので、争点ごとに申請人の主張及び従来からの交渉の経過について必要な範囲で記載してください。
  - ② 被申請人のみならず、第三者である審査会の委員が十分理解できるように、分かりやすく、できる限り証拠を示して記載してください。
- ※注8 工事請負契約書、建築確認通知書等に記載の事項を転記してください。
- ※注9 申請手数料の額は、「建設工事の請負契約に関する紛争処理の申請について」4(5)の算出表に基づいて計算してください。不明な点は、事務局に確

認してください。

なお、あっせん又は調停の打切りの通知を受けた日から2週間以内に当該あっせん又は調停の目的となった事項について仲裁の申請をする場合には、次のとおり、当該あっせん又は調停の事件番号及び当該事件について納めた申請手数料の額を括弧書きで付記してください。

6 申請手数料の額 金〇〇〇円 (うち〇年(調)第〇〇号について納めた額 金〇〇〇円)
--

※注 10 商業登記簿謄本又は資格証明書

- ① 当事者が法人である場合は、代表者の代表権を証明するために提出します。法務局（登記所）で交付を受けてください。
- ② 申請人と被申請人の双方が法人のときは、双方の分が必要です。

※注 11 紛争処理権限を代理人に委任する場合に提出します。

※注 12 仲裁を申請する場合に提出します。

※注 13 管轄合意に基づいて申請する場合に提出します。

※注 14 証拠書類

- ① 申請人が提出する証拠書類は「甲」号証、被申請人が提出する証拠書類は「乙」号証とします。
- ② 提出証拠書類には、赤書で「甲第〇〇号証」又は「乙第〇〇号証」と一連番号をふってください。写真集のように、数枚で一組になっているものについては、甲第〇〇号証の1、甲第〇〇号証の2、・・・のように枝番号をふってください。
- ③ 証拠書類には、号証ごとにページをふってください。

※注 15 工事請負契約書（写）

- ① 最も基本的な証拠であり、請負契約に関する紛争であることを証明するためにも必要ですので、必ず提出してください。
- ② 契約書添付の図面等は、請求内容に関係のある部分のみで結構です。

※注 16 収入証紙

申請手数料分の収入証紙を正本の末尾に貼ります。（割印をしないこと。）

## 答 弁 書

※注2  
年 月 日

愛媛県建設工事紛争審査会 御中

〒〇〇〇〇—〇〇〇〇 ※注3、注4  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 TEL (〇〇〇) 〇〇〇—〇〇〇〇  
被申請人 〇〇〇建設株式会社  
同代表者(代表取締役) 〇〇 〇〇  
〒〇〇〇〇—〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 TEL (〇〇〇) 〇〇〇—〇〇〇〇  
被申請人代理人(弁護士) 〇〇 〇〇

- 1 請求を求める事項に対する答弁 ※注5  
申請の趣旨を争う。(申請のうち、〇〇については認め、その余は争う。)
- 2 紛争の問題点及び交渉経過の概要に対する答弁 ※注6
  - (1) 紛争の問題点及び交渉経過の概要(1)中「代金の支払いは完了している。」の部分については否認し、その余は認める。
  - (2) 同(2)①外装タイルのはがれ中「引渡し直後から・・・・・・合意した・」の部分については認めるが、「しかし、・・・・・・補修工事を行わせた」の部分は争う。「この補修工事に要した費用は金〇〇〇万円であった」の部分は不知。
  - (3) 同(2)②の設計と異なる電気器具の取付けについては、認める。
  - (4) .....
  - (5) 同(3)については争う。
- 3 被申請人の主張 ※注7
  - (1) 本件工事に関しては、〇〇年〇月〇〇日に申請人と被申請人との間で〇〇〇の追加工事を行うことを合意し、同年〇月〇〇日に当該追加工事は完了しているが、この追加工事の代金〇〇万円が未だに支払われていない。(乙第1号証、乙第2号証)
  - (2) 外装タイルのはがれの補修については、両者間に合意が成立したのは申請人の主張のとおりであるが、当該補修工事については、申請人の連絡を待つて始めることとされていた。被申請人は、いつでも工事に取りかけられるよう

準備をしていたが、申請人は、被申請人に何ら連絡することなく、別の業者に補修工事を行わせたのであるから、被申請人がその費用を負担する理由はない。

(3) 電気器具が設計と異なっていたこと、その差額は〇〇〇万円であることは、申請人の主張のとおりであるが、その差額については、既に工事代金から減額しており、被申請人がこの差額分を支払う理由はない。(乙第3号証)

(4) . . . . .

(5) よって、被申請人は、申請人に対して追加工事代金を請求する権利を有してはいるが、申請人に対して瑕疵補修代金を支払う義務はない。 ※注8

<添付書類>

○ 委任状 ※注9

<証拠書類> ※注10

- 乙第1号証 追加工事の打合せメモ
- 乙第2号証 追加工事代金の請求書
- 乙第3号証 工事代金請求書
- 乙第4号証 . . . . .

## 答弁書作成上の注意

- ※注1 事件番号を明記してください。
- ※注2 答弁書を実際に提出する年月日を記載します。
- ※注3 被申請人の表示
- ① 被申請人が個人の場合は、個人名を記載します。
  - ② 被申請人が法人の場合は、法人名及び代表者の役職及び氏名を記載します。
  - ③ 代理人が答弁する場合は、その氏名を記載します。
  - ④ 被申請人の親族の名義や、支店長など代表権のない者の名義で答弁するときは、代理人として記載します。  
(ただし、審査会は、弁護士でない者が代理人となることを認めないことがあります。)
- ※注4 被申請人及び代理人の住所及び電話番号を必ず記載してください。
- ※注5 申請書に記載された調停（あっせん、仲裁）を求める事項について、争うか認めるかを簡潔に記載します。
- ※注6 申請書に記載された争点ごとに、争うか認めるかを簡潔に記載します。
- ※注7 被申請人の主張
- ① 争点ごとに、被申請人の主張を必要な範囲で記載します。
  - ② 申請人のみならず、第三者である審査会の委員が十分理解できるように、分かりやすく、できる限り証拠を示して記載してください。
- ※注8 被申請人が申請人に反対請求する場合には、別途申請料を納付して調停（あっせん・仲裁）の申請をしていただく必要があります。  
この場合、二つの事件は原則として併合され、同一の手続の下に審理を進めていくこととなります。
- ※注9 紛争処理権限を代理人に委任する場合に提出します。
- ※注10 証拠書類
- ① 被申請人が提出する証拠書類は「乙」号証とします。なお、申請人が提出する証拠書類は「甲」号証とします。
  - ② 被申請人が提出する証拠書類には、赤書で「乙第〇〇号証」と一連番号をふってください。写真のように数枚で一組となっているものについては、乙第〇〇号証の1、乙第〇〇号証の2、・・・のように枝番号をふってください。
  - ③ 証拠書類には、号証ごとにページをふって下さい。

# 委 任 状

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。 ※注 1

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇〇法律事務所 電 話 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

F A X 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

弁 護 士 〇〇 〇〇

## 記

1 〇〇〇を被申請人として、愛媛県建設工事紛争審査会に調停申請をなす件及びこれに関する一切の権限 ※注 2

2 弁済の受領に関する一切の権限 ※注 3

3 申請の取下の件

上記代理につき委任状に署名捺印してこれを証します。

年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目 〇番〇号

〇〇会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

※注 1 親族、会社副社長等、弁護士でない者を代理人とする場合には、その委任理由を付記してください。

※注 2 被申請人が紛争処理権限を代理人に委任する場合は、「愛媛県建設工事紛争審査会〇〇年（調）第〇〇号事件に関する一切の権限」と記載します。

※注 3 紛争処理の結果、相手方から金銭等の弁済がなされたときに、その受領権限を委任する場合に記入します。

## 仲 裁 合 意 書

工 事 名           ○○○○工事

工 事 場 所       ○○県○○市○○番○の○

注 文 者       ○○ ○○

請 負 人       ○○○建設株式会社  
                  代表取締役   ○○ ○○

○○年○○月○○日付けで締結した上記の工事の請負契約に関する紛争を、建設業法による愛媛県建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服します。

年    月    日

注 文 者       ○○ ○○

請 負 者       ○○○建設株式会社  
                  代表取締役   ○○ ○○

## 管 轄 合 意 書

〇〇 〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇建設株式会社（以下「乙」という。）は、下記工事に係る甲乙間の〇〇年〇〇月〇〇日付け建設工事請負契約に関して生じた紛争の仲裁について、愛媛県建設工事紛争審査会を管轄審査会とすることに合意する。

### 記

工 事 名        〇〇〇〇工事

工 事 場 所        〇〇県〇〇市〇〇番〇の〇

年    月    日

(甲) 住所

氏名

(乙) 住所

氏名 〇〇〇株式会社  
代表取締役